

全集落への航空機騒音障害 対策事業補助金の交付を

補助金交付行政区の 変更は考えていない



宮 蘭 博 香 議員

Q 現在、航空機騒音対策事業補助金は、横芝地区の全行政区と光地区の新井・宝米・傍示戸・富下・虫生・芝崎の6集落に交付されています。そして、その補助金を活用しながら各集落は地域コミュニティを形成しています。各集落間の公平さと均衡を保つためにも交付していない集落に補助金を交付し、各集落のコミュニティを醸成していく必要があると思われませんが、町長の考えについてお伺いします。

な事情の変化がない限り、補助金交付行政区を変更することは考えていません。

Q 現在の当町の状況から、産直交流施設（道の駅）が必要なのか理解できません。5月1日発行の「議会だより」でも示したように根幹になるものが全く決まっています。そして、民間活力によりサビアの跡地にはカスミ、ヤックス、ガソリンスタンドなどが7月21日に操業予定であります。このような状況下で、坂田池になぜ産直交流施設（道の駅）の建設をこだわるのか、町長の考えについてお伺いします。

横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略の拡大、定住人口の保持、町内人口の流出の抑制を視点に置き、交流の場・ふれあいの場・地場産業の活力創造の場を確保する必要があります。そのため、地方創生のまちづくりとして町観光事業の経済効果も踏まえ、都市部の住民、あるいはインバウンド観光など国内外を問わない交流拠点として施設整備が必要であると考えます。

A 横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた交流人口の拡大、定住人口の保持、町内人口の流出の抑制を視点に置き、交流の場・ふれあいの場・地場産業の活力創造の場を確保する必要があります。そのため、地方創生のまちづくりとして町観光事業の経済効果も踏まえ、都市部の住民、あるいはインバウンド観光など国内外を問わない交流拠点として施設整備が必要であると考えます。

Q 当町の認定農業者や農業後継者は、良質の農畜産物を数多く作っています。しかしながら、残念なことに規模拡大を図りたくても資金調達が難しく、規模拡大できないという現状にあります。当町の基幹産業である農業の活性化を図るためにも、農業で生活を営んで行こうという前向きな農業者への無利子による融資制度を創設していく必要があると思われませんが、町長の考えについてお伺いします。

A 農業者の方が多く利用しているものとして農業近代化資金や農業経営基盤強化資金があり、どちらも利子補給制度により無利子や低金利となっておりますので、現時点での創設の予定はありません。

A 成田国際空港における航空機発着回数が多い30万回に至るまでは、大きな状況下で、坂田池に

なぜ産直交流施設（道の駅）の建設をこだわるのか、町長の考えについてお伺いします。



横芝光町まち・ひと・しごと創生総合戦略に位置付けられた交流人口の拡大、定住人口の保持、町内人口の流出の抑制を視点に置き、交流の場・ふれあいの場・地場産業の活力創造の場を確保する必要があります。そのため、地方創生のまちづくりとして町観光事業の経済効果も踏まえ、都市部の住民、あるいはインバウンド観光など国内外を問わない交流拠点として施設整備が必要であると考えます。



齋藤 順一 議員

町の文書管理の現状は

価値を見極めつつ 管理を徹底



行政の記録文書は、後に行政が

公正に行われていたのか検証する観点からも、徹底した保存管理が重要と考えます。

そこで、町の公文書管理の状況について伺います。



当町では、平成18年に文書管理規程を制定しており、行政文書の取扱いに關して必要な事項を定めています。

文書は、重要度により保存期間を永年、10年、5年、1年として定めています。一例をあげますと、永年保存では町議会の議案、会議録及び議決通知に關する文書や条例、規則、

公示、訓令その他将来の例証となるべき文書の制定、改廃及び解釈運用に關する文書などとしており、町の意思の根幹に關わる文書か

ら順に価値基準を定めています。

保存期間が経過し、保存の必要がなくなったと判断される場合は、裁断又は焼却等により廃棄しています。なお、保存期間が経過した文書であっても、正当な理由により保存期間延長の申し出があり、保存の必要を認めたときは、更に期間を定めて保存できるものとしています。

文書の保存箱及び簿冊には、重要な文書を誤って破棄しないよう、所属課、保存年限及び保存満期などを記載したカードを貼付した上で、書庫など所定の場所に保存しています。

当町には、機密指定文書の規定はありませんが、これに近いものとして、町情報公開条例第7条に規定する非開示情報があります。非開示情報とは、法令又は条例により公にすることができないと認められる情報や個人の情報であって、当



該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができ、又は個人の権利利益を害するおそれがあるものなど、7項目を記載しています。これらの文書は、收受又は起案の段階から非開示と表示することにより、誤って公開することのないように管理しています。

特にマイナンバーについては、鍵のかかる什器に格納するなど、保管を厳重にしているところです。

また、電磁的記録による文書につきましても、情報セキュリティポリシーの見直しによりセキュリティレベルを段階的に引き上げて、情報漏えいのないよう常に体制を整えているところでもあります。

公文書管理につきましては、文書管理規程に沿いつつ、適正に管理しているものと認識しており、今後とも文書の価値を見極めながら、管理を徹底するよう努めてまいります。

成田第三滑走路 建設問題の方向性は

今後住民アンケートにて 広く意見を聞く



森川 忠 議員

Q 全戸対象の住民アンケートは

A 成田空港の更なる機能強化案の当町に対する影響力の大きさから、

広く皆さんの意見を聞く機会を設けたい。今6月補正予算案に、所要の経費を計上し承認をもらいたい。ご質問の実施時期や設問内容については検討中であるが、機能強化案について新たな提案があった後に、内容を考慮しながら町民の意向を把握するために適切な時期、内容で行いたい。

Q 町長は、生まれ育ったとする東町地区以外の17回の集落説明会に

出席していないが、住民の声を反映できないのではないか。近隣関係首長は、すべての説明会に出席され直接住民と話をしているが。

A 確かに、生まれ育った東町のみで他の集落説明会に出席はしなかったが、一回ごとの質疑結果の報告を詳細に受けており、発言内容は確認している。

今後全戸対象のアンケートにより各説明会で発言されていらない方も含め、広く意見を聞くことで町の今後を考えたい。

Q 第三滑走路問題についての町長の対応を、本年4月より就任され以前

に芝山町勤務経験のある副町長は、どのように考えているのか。

A 町長は、極めて慎重な態度で臨んでいる。この問題とは感じていいる。この問題は

と感じている。この問題は、航空機騒音が質量ともに増大する結果をもたらす非常に重い問題であると認識している。国、県、N A A、関係市町でそれぞれ立場がある。複雑な利害調整を要する問題であり、町長の慎重な対応は当然な事だと考えている。

Q ふるさと納税の基本的な捉え方と、総務大臣通知は。

A ふるさと納税制度は、ふるさとに貢献したい、応援したいという納税者の思いを実現するために創設されたもので地域活性化に資するものと考えている。近年の過熱過剰ぶり、本来の趣旨から逸脱しているとの指摘があった。当町においては、ふるさと納税における返礼品の内容の充実とPR強化を図ってきたところである。今後も地元特産品の販路拡大は、情報発信の手段として有効であることから推進していく。



ふるさと納税返礼品

Q 学校適正化検討委員会での統合ありきか否かの考え方は

A 当町では大総小、南条小、日吉小が複式

学級が存在する過少規模校で、教育上の課題が極めて大きい。そのため、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を速やかに検討する必要がある。また上堺小、白浜小はクラス替えのできない小規模校で、更なる小規模化の可能性、将来的に複式学級が発生する可能性も勘案し、学校統合等により適正規模に近づけることの適否を検討する必要がある。他方、学校は児童生徒の学び舎であるだけでなく歴史や伝統、文化を備えた地域社会のコミュニティの拠点としての役割は大きいものがある。したがって一方的に即学校統合ありきではなく、あくまでも児童生徒の教育条件の改善の観点を中心に捉え、住民参加方式で学校規模の適正化を推進することが重要である。



秋 鹿 幹 夫 議員

災害での犠牲者を無くすために

避難訓練の充実 幹線道路の整備

Q 避難道路の拡幅、新設等の計画はどの様になっているか。

A 当町では、避難道路の指定をしておりますが、国道や県道、町の幹線道路であります1・2級町道や広域農道などを災害時道路ネットワークとして位置付けています。したがって、町では日常生活に直結する幹線道路、すなわち指定緊急避難場所に通じる幹線道路の整備を継続的に進めているところでございます。一時的な観光客等への周知は、日本工業規格（JIS）で「災害種別一般図記号」が全国的に統一されたことから、町では避難案内看板の更新を始めましたので、これらを観光客等へ周知して参りたいと考えております。



Q 消防団員の救助活動等に伴う逃げ遅れを無くすために、退避ルールの確立と住民への周知が必要ではないか。

A 先の東日本大震災では、津波により多くの消防団員や防災担当者が逃げ遅れて被害に遭いました。消防団員の救助活動等に伴う逃げ遅れを無くすためには、消防団員に防災情報等を的確に伝えることや

緊急時の避難ルートを事前に用意しておくことが肝要と思われる。したがって、今後、消防訓練や防災訓練を通じて消防団員の避難行動についての訓練や周知をして参りたいと考えております。避難ルールを確立した後は、地域の皆様にも周知したいと考えております。また消防団員に、津波に関する撤退のルールを事前に設けてお

ります。

Q 被災後、消防団を辞めた方が沢山いらっしゃいます。リスクに對しての処遇の低さ等も挙げられておりました。考えられる最大限の危険の排除と併せて、処遇改善も図るべきだと考えます。

A 団員の処遇や定数など、今後の方向につ

いて今、検討を重ねているところです。

Q 車両での避難訓練を行う自治体が増えていく。当町でも実施しているか。

A 大津波警報が発表された場合に、沿岸部の住民は、指定緊急避難場所避難することとなります。この際の移動の手段としては、徒歩・自転車・バイク・車両と思われます。また、避難所が遠距離の場合、複数で避難する場合、高齢者等の要支援者を避難させる場合などは車両が有効的と思われます。車両での避難訓練となりますと交通安全の確保や警察署協議などが必要となると思われます。実施している自治体もありませんので、それらを参考に調査研究をして参りたいと考えております。

7 2017.8

障害者支援策の拡充を

関係機関との 連携を図り支援

Q 障害者の就労支援、知的障害者の家族に対する支援は。

談支援・連携を要請しています。

A 障害者の就労支援については、就労移行支援事業、就労継続支援事業があります。障害者就業・生活支援センターは就職を希望する障害者の就労全般の支援機関で、窓口での就労相談があった場合は、必要に応じてセンターに支援を繋ぐ対応をしています。知的障害者支援に対しては、福祉課窓口でどのような支援を望んでいるのか相談を受付け、必要に応じて専門的な相談機関の千葉県中核地域生活支援センターへ相

また、町では知的障害者相談員を1名委嘱しており、家族に関する支援にも相談に乗っていただいています。

Q 2018年度からの国保広域化により、国保税の引き上げにつながる可能性は。

千葉県が算定した標準保険料率を参考に、町が税率を決定し賦課することになります。標準保険料率の算定は、市町村ごとの税の算定方式が異なるなどの差異が生じています。これらの実績を反映し、8月頃に試算が行われるとさ

A 千葉県が算定した標準保険料率を参考に、町が税率を決定し賦課することになります。標準保険料率の算定は、市町村ごとの税の算定方式が異なるなどの差異が生じています。これらの実績を反映し、8月頃に試算が行われるとさ

れているので、現段階においては、保険税が引き上げられる可能性がないと判断することはできません。

Q 公共交通の取り組み、町内循環バス運行計画の改善が必要ではないのか。

循環バスだけでは運行本数も少なく、バス停から離れている方は利用できないと改善をしておりますが、今

A 循環バスだけでは運行本数も少なく、バス停から離れている方は利用できないと改善をしておりますが、今



循環バス横芝光号



山崎 義貞 議員

後の運行については、公共交通全体の中で検討させていただきたいと考えています。

Q 町営住宅の家賃減免制度の拡充を

A 町内には低所得の住宅困窮者に賃貸するための住宅として栗山、小田部町営団地があり、どちらも収入の少ない方を前提に家賃を設定しているため、町内県営住宅家賃の60%減免、障害者50%減免措置家賃とは同等です。県営住宅の減免制度は低所得者減免が20%、40%、60%、80%の4段階、障害者等減額が20%、50%の2段階あり、これと比較すると十分とは言えないと考えています。しかしながら町営住宅家賃は県営住宅に比べ低額な状況にありますので、現在の町減免制度の周知と活用を図る事で、対応してまいりたいと考えております。

「ヘルプカード」 配布への取り組みを

ヘルプカードの 普及・啓発を促進し配付する



川島 富士子 議員

Q 「ヘルプカード」
配布への取り組みを

A ヘルプカードとは、内部障害や難病の方、知的障害または精神障害の方、妊娠初期の女性など、外見では不自由や障害に気づかれにくい方々が困っているときに携帯し、そのカードを提示することにより手助けが必要なことを示すものです。今年度の県の新規事業であり、作成時期は夏頃までを目途としております。当町も、ヘルプカードの普及・啓発を促進するため周知を図り、窓口に備え付けると共に障害者手帳交付時に案内し、希望者へ配布する予定です。

Q 千葉シニアカード創設に伴う町の取り組みは

A 千葉シニアカード創設に伴う町の取り組みは

A 千葉シニアカードは、県が実施しているチーパスの高齢者版といった性質のものであります。現在、県が導入について調査検討



ヘルプカード

A 災害による人的被害を軽減するためには、緊急時に地域住民のみならず、観光客等も安全な場所に迅速に避難することが重要です。そこで、緊急時にもわかりやすい災害避難誘導標識の設置に向けて、日本工業規格の案内用図記号に「災害種別一般図記号」の追加がなされ、災害種別ごとの避難場所への方向・距離など、迅速な避難を可能とする情報を共通の標識として設置するため、標識に記載する情報のルールを定めた「災害避難誘導標識システム」が制定されました。当町も今年度から、日本工業規格で改正・制定された災害種別一般図記号を用いて、指定緊急避難場所の表示看板の更新を行います。

Q 門出を祝う町独自の婚姻届・出生届の作成を。

A 現在横芝光町の婚姻届・出生届の用紙は、

全国共通なものを配布していますが、婚姻届については町のマスコットキャラクターよこぴーの画像を入れた様式を試作しており、実施に向け検討を進めてまいります。また出生届についても併せて試作し、検討を進めてまいります。

※その他の質問

- ・男女共同参画社会の更なる推進について
- ・インバウンド観光の拡大に伴う、多言語対応について
- ・地球温暖化対策の推進における、本町の実行計画の現状と更なる今後の取り組みについて
- ・災害時における避難所や病院等での、お湯等飲料の確保のための災害協定の推進について

Q 更なる防災対策の取り組みとして、案内用図記号及び災害避難誘導標識の設置を。

中ということであり、事業の性質上広域での実施がより効果的であることから、県の対応を見守りつつ今後の対応を検討してまいります。